

式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同表提出部数の欄中「四部」を「三部」に改め、同表提出機関の欄中「第二十一号の二」を「第二十一号の三」に改める。

別記様式第一号を削り、別記様式第二号中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同様式を別記様式第一号とし、別記様式第三号中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同様式を別記様式第二号とし、別記様式第四号中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三十六号中(十)とし、同号(九)中「(十)」を「(六)」に改め、同号(九)を同号(七)とし、同号(七)の前に次のように加える。

(七)とし、同号(七)の前に次のように加える。

(五) 第十二条の二第一項の規定による水質の定期検査についての指導及び助言

(六) 第十二条の二第二項の規定による水質の定期検査を受けるべき旨の勧告

(七) 第十二条の二第三項の規定による水質の定期検査についての措置命令

第七条第二項第三十六号中(八)を(七)とし、(七)を(六)とし、同号(六)の前に次のように加える。

(八) 第十一条の二の規定による廃止の届出の受付

第七条第二項第三十六号中(六)を(十)とし、(五)を(九)とし、(四)を(八)とし、同号(八)の前に次のように加える。

(四) 第七条第二項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による設置後等の水質検査実施報告の受付

(五) 第七条の二第一項の規定による設置後等の水質検査についての指導及び助言

(六) 第七条の二第二項の規定による設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告

(七) 第七条の二第三項の規定による設置後等の水質検査についての措置命令

第七条第二項第三十七号及び第三十八号を次のように改める。

三十七及び三十八 削除

第七条第二項第四十二号中「第三十六号(八)」を「第三十六号(七)(五)及び(六)」に改める。

告 示

広島県告示第百三十六号

次のとおり広島県収納代理金融機関の合併があった。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

合併後の法人 株式会社三菱東京ユーエフジエイ銀行	合併前の法人 株式会社東京三菱銀行 株式会社ユーエフジエイ銀行	合併年月日 平成十八年一月一日
-----------------------------	---------------------------------------	--------------------

広島県告示第百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名 東京都品川区大崎一丁目二番一号 三井金属鉱業株式会社 代表取締役社長 榎原 紘	工場又は事業場の所在地及び名称 竹原市塩町一丁目五番一号 三井金属鉱業株式会社 竹原製煉所
---	---

二 申請の内容

六二一 口 電解施設 一基及び 六二二 水 廃ガス洗浄施設 一基を設置する。

また、掛ノ浦排水処理施設及び掛ノ浦排水口を廃止し、総合廃水処理場及び総合排水口の水量を変更する。

1 特定施設の種類能力及び使用の方法

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所
1 縦覧期間
平成十八年二月十六日から

総合排水 口	排水口名	項目	
		変更前	変更後
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	通常	五、五〇〇	七、五〇〇
	最大	五、八五〇	九、〇〇〇
	通常	五、五〇〇	七、五〇〇
	最大	五、八五〇	九、〇〇〇

3 排水水の汚染状態

使用の方法	項目	工期等			汚水等の処理施設	変 更 前 後
		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	通常	既設	一日当たり七、五〇〇立方メートル処理			変 更 前
	最大		変 更 後			
五、五〇〇	通常	既設	一日当たり九、〇〇〇立方メートル処理			変 更 前
	最大		変 更 後			
七、五〇〇	通常	既設	許可後直ちに			変 更 前
	最大		変 更 後			
五、五〇〇	通常	既設	着工後直ちに			変 更 前
	最大		変 更 後			
七、五〇〇	通常	既設	完成後直ちに			変 更 前
	最大		変 更 後			

2 汚水等の処理の方法 (総合廃水処理場)

使用時間間隔及び一日当たりの使用時間(使用の季節的変動)	工期等	能力	種 類		
				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日
二四時間連続使用(なし)	完成後直ちに	着手後三〇日	許可後直ちに	七・二立方メートル	六二口 電解施設
				一日当たり	六二口 一基 電力ス洗浄
二四時間連続使用(なし)	完成後直ちに	着手後三〇日	許可後直ちに	七・二立方メートル	六二口 一基 電力ス洗浄
				一日当たり	六二口 一基 電力ス洗浄

2 縦覧場所
平成十八年三月八日まで
広島県告示第百三十八号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十八年二月十六日

広島県環境生活部環境創造総室環境対策室、広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び竹原市民生部市民生活課

汚水等の排出先	排出される汚水等の汚染状態					項目
	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	
総合廃水処理場	二	一以下	二〇	一以下	一	通常
	四	一以下	五〇	一	五	最大
同上	一	一以下	一〇	一以下	五	通常
	三	一以下	二〇	一	一〇	最大

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中塩内科消化器科クリニツク	呉市広駅前一 一〇	平成 一七・二二・二
クレディ薬局	呉市広駅前二 四一五	一七・二二・一
オリイ薬局	呉市本通五 六一三	一八・一・一
ハーモニー調剤薬局	廿日市市四季が丘六 一五	一八・一・一
オリイブデンタルクリニツク	廿日市市沖塩屋四 四五一	一八・一・一
ミント薬局 廿日市天神店	廿日市市天神二 二七	一七・二二・五
ひらた耳鼻咽喉科アレルギーク	廿日市市天神二 七クレアーレヴェント天神ビル二F	一七・二二・一
櫻クリニツク	安芸郡府中町柳ヶ丘四〇 一二二F	一七・二二・三二
オール薬局 西条店	東広島市西条土与丸五 九七	一八・一・一
かとう小児科アレルギーク	東広島市西条土与丸五 九六	一八・一・一
健伸薬局 よこた店	東広島市西条町寺家五四一〇 一二	一七・二二・一
あやめ薬局	府中市上下町上一〇三九 一	一七・二二・一
ウォンツ薬局 三次店	三次市南畑敷町一七三 六	一八・一・一
あすか薬局 口和店	庄原市口和町大月字原畑五六四 一〇	一八・一・一

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第百三十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ホーヤク労災前薬局	呉市広多賀合一 二二二六	平成 一七・一〇・三一
立川 医 院	山県郡北広島町有田一三三三	一七・一一・三〇
碓井 医 院	東広島市安芸津町三津三六九三 一	一七・一一・三〇
行武内科医院	三原市東町一 五六一	一七・二二・二二
あやめ薬局	府中市上下町上一〇四五	一七・一一・三〇
ハーティ薬局 三次店	三次市南畑敷町一七三 六	一七・二二・三一

広島県告示第百四十号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第三十六條第一項第一号の規定によって、次のとおり行政処分を行った。
平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 氏名

井上 尚子

二 主たる営業所の所在地

広島県大竹市立戸四 五 五

三 登録番号及び登録年月日

広島県知事(一)第〇二五六一号 平成十五年五月十九日

四 行政処分の年月日

平成十八年二月二日

五 行政処分の内容

貸金業の業務の停止

1 停止を命じた業務の範囲

貸金業の業務の全部(弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)

2 業務の停止を命じた期間

平成十八年二月十六日から平成十八年三月十七日までの三十日間、法第四條第一項

第六号及び第七号に規定する「営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名」及び「広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等」が届出され、この処分が取り消されるまでの間

六 処分の原因となった事実

被処分者は法第四條第一項第六号及び第七号に規定する、「営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名」及び「広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等」を届け出していない。

このことは、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十六号)附則第四條第一項に違反し、同条第三項の規定によって、法第八條第一項の規定に違反するものとみなされ、法第三十六條第一項第一号の業務停止処分の事由に該当すると認められる。

広島県告示第百四十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

呉市郷原町字大積山・字野路山・広町字砂川山・字大張矢・字堅ヶ迫・字小浜平・字小滝西平・字三ツ石東・字野栗迫南・字平迫・字新兵衛奥・字烏帽子岩・安浦町大字中畑字野路山・仁方町字大松尾・字小松尾(以上十五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大積山・郷原町字野路山・字砂川山・字大張矢・字堅ヶ迫・字小浜平・字小滝西平・大字中畑字野路山・字三ツ石東・字野栗迫南・字平迫・字新兵衛奥・字烏帽子岩・字大松尾・字小松尾(以上十五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

呉市阿賀町字灰ヶ峰山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字灰ヶ峰山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第四百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画臨港地区広島臨港地区を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によつて、平成十四年広島県告示第二百五十三号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業(広島平和記念都市建設事業)三・四・七〇六号西原山本線

三 事業施行期間

平成七年九月二十八日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 伊勢丘ショッピングモール
 所在地 福山市伊勢丘三丁目一番一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者
- (一) 名称 株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行
 住所 福山市南蔵王町六丁目二六番七号
- (二) 名称 株式会社ユーホー 代表取締役 佐藤 哲士
 住所 福山市多治米町六丁目三番五号
- (三) 名称 株式会社モラブス 代表取締役 濱田 宏志
 住所 福山市西新涯町一丁目一八番一七号
- 2 小売業を行う者
- (一) 名称 株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行
 住所 福山市南蔵王町六丁目二六番七号
- (二) 名称 株式会社ユーホー 代表取締役 佐藤 哲士
 住所 福山市多治米町六丁目三番五号
- (三) 名称 株式会社モラブス 代表取締役 濱田 宏志
 住所 福山市西新涯町一丁目一八番一七号
- (四) その他未定
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十八年十月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 九千五百四十二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の収容台数
 三百七十二台
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (一) 株式会社ハローズ
 開店時刻 午前〇時、閉店時刻 午後十二時
- (二) 株式会社ユーホー
 開店時刻 午前八時、閉店時刻 午後八時
- (三) 株式会社モラブス
 開店時刻 午前十時、閉店時刻 翌午前二時
- (四) その他
 開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前〇時から午後十二時まで
- 2 駐車場の自動車の出入口の数
 三箇所
- 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (一) 荷さばき施設三A
 午前六時から午後十時まで
- (二) 荷さばき施設三B
 午後十時から翌午前六時まで
- (三) 荷さばき施設三C・三D・三G
 午前八時から午後十時まで
- (四) 荷さばき施設三E・三F
 午前八時から午後八時まで
- 七 届出年月日
 平成十八年一月三十日
- 八 届出等の縦覧場所
 広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)
 福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

九 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年二月十六日から平成十八年六月十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

十 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年六月十六日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定によつて、東広島市所在の赤星地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年 二月十六日から
平成十八年 三月 八日まで

二 縦覧場所

東広島市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定によつて、東広島市所在の西田口地区県営土地改良事業(区画整理事業)計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年 二月十六日から
平成十八年 三月 八日まで

二 縦覧場所

東広島市役所

庄原市口和町所在の比婆西部地区県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業)の工事が平成十七年十一月二十九日完了した。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、広島市から広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)広島港臨港地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、神辺町から、備後圏都市計画公園二・二・二七四号新徳田第一公園、二・二・二七五号新徳田第二公園、二・二・二七六号新徳田第三公園、二・二・二七七号新徳田第四公園、二・二・二七八号新徳田第五公園、二・二・二七九号新徳田第六公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年二月十六日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によって、都市計画事業を施行する。

平成十八年二月十六日

広島県知事 藤田雄山

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二〇五号廿日市駅通線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

廿日市市桜尾本町十一番一号

四 事業地

収用の部分

広島県廿日市市廿日市二丁目及び駅前地内

使用の部分

なし

次の土地改良事業計画変更認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書及び定款の写しを次により平成十八年二月十六日から平成十八年三月八日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月十六日

広島県東広島地域事務所長 大坂桂介

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
東広島市土地改良区	市ノ畑地区	区画整理事業	東広島市役所

庄原市土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年二月十六日

退任役員

職名	氏名	住所
理事	光久稔	庄原市新庄町八六五

広島県備北地域事務所長 堂本雅彦

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の十一第二項の規定によって、平成十七年度から平成十九年度における広島県立図書館窓口サービス業務委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等を次のとおり定めた。

平成十八年二月十六日

広島県教育委員会

教育長 関靖直

一 業務の種類

広島県立図書館窓口サービス業務

二 契約に係る事務の委任を受けた職員

広島県立図書館長

三 指名競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のすべてを満たしていると広島県立図書館長が認めた者であること。

1 政令第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当せず、又は同項各号の規定に該当する事実があった後二年以上経過していること。

2 指名競争入札参加資格審査申請書を提出する時に広島県の県税の滞納がないこと（滞納があることについて正当な理由がある者を除く。）。

3 広島県内に本店、支店、営業所等を設置していること。

4 平成十六年及び平成十七年に受付業務の契約実績があり、かつ、これを滞りなく履行していること。

四 資格審査の申請手続

指名競争入札参加資格審査申請書（別記様式第一号）に、次に掲げる書類を添えて申請を行うこと。

1 営業経歴・業務内容調査書（別記様式第二号）

- 2 平成十六年及び平成十七年の受付業務等の契約状況(別記様式第三号)
 - 3 業務履行実績証明書(別記様式第四号)
 - 4 派遣登録者の状況(別記様式第五号)
 - 5 登記簿謄本(写し可)
 - 6 申請日の属する事業年度の直前二事業年度の決算書の写し
 - 7 納税証明書(直前一年に納付すべき広島県の県税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書)(写し可)
 - 8 印鑑証明書(写し可)
 - 9 委任状(契約締結権限を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。)
 - 10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条の規定による許可を受けている場合は、その許可書の写し
 - 11 広島県内に本店、支店、営業所等を設置していることを証する書類(1～10で確認できる場合を除く。)
- 五 申請書等の作成に用いる言語等
申請書等は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。
- また、添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。
- 六 申請書等の提出期間
平成十八年二月十六日(木)から平成十八年二月二十七日(月)まで(二月二十五日(土)及び二月二十六日(日)を除く。)の午前九時から午後五時までの間とする。
郵送等による場合は、平成十八年二月二十七日(月)午後五時までに必着とする。
- 七 申請書等の提出先
広島県立図書館総務課(〒七三〇・〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号広島県情報プラザ内)
- 八 資格審査の結果の通知
資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。
- 九 資格の有効期間
この告示による資格審査によって認定された資格の有効期間は、この資格認定の日から平成二十一年三月三十一日までとする。
- 十 資格の取消し
資格の認定を受けた者が、政令第六十七条の四第一項又は第二項各号の規定のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すことがある。
- 十一 その他
1 申請書等は、広島県立図書館総務課で交付する。
2 この資格審査についての問合せは、広島県立図書館総務課(電話〇八二二二四一九九五)にすること。

(別記)
様式第1号

指名競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

広島県立図書館長様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成17年度から平成19年度における広島県立図書館窓口サービス業務委託契約の指名競争入札に参加したいので、次の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴・業務内容調査書 (別記様式第2号)
- 2 平成16年及び平成17年の受付業務等の契約状況 (別記様式第3号)
- 3 業務履行実績証明書 (別記様式第4号)
- 4 派遣登録者の状況 (別記様式第5号)
- 5 登記簿謄本 (写し可)
- 6 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の決算書の写し
- 7 納税証明書 (直前1年に納付すべき広島県の県税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと)の証明書 (写し可)
- 8 印鑑証明書 (写し可)
- 9 委任状 (契約締結権限を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。)
- 10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条の規定による許可書の写し (許可を受けている場合に限る。)
- 11 広島県内に本店、支店、営業所等を設置していることを証する書類 (1～10で確認できる場合を除く。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号

営業経歴・業務内容調査書

平成 年 月 日現在

商号又は名称		代表者職・氏名		所在地	創業年数
〒		〒		創業設立年月日	年月日
県内の主たる事業所		〒		現組織への変更年月日	
資本金		千円		計 (千円)	
区分	直前決算時 (千円)	剰余 (決算) 金処分 (千円)	計 (千円)		
自己資本	払込資本金	準備金	積立金		
次期繰越 (欠損) 金	合計		合計		
従業員	役員	当該業務職員	事務・営業職員	その他の従業員	計
人	人	人	人	人	人
契 約 額	年度別	直前第2年度分決算	直前第1年度分決算	平均月間契約額	第2年度+第1年度 2×12
契 約 額	決算期別	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日～平成 年 月 日	千円	千円
流動資産		流動負債		流動比率 = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 =$ () %	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号

受付業務等の契約状況

- 1 履行期間が平成16年1月1日から平成17年12月31日までの間に係るもののうち、契約額の大きいものから3件まで記入すること。
- 2 当該契約が3件未満の場合は、2件又は1件を記入すること。
- 3 この様式に記入した契約については、別記様式第4号の業務履行実績証明書(写し可)を必ず提出すること。

(商 号 又 は 名 称) _____
 (担 当 者 名 及 び 連 絡 先) _____

契約の相手方	業 務 名	業 務 内 容	契 約 額 (千円)	履 行 期 間

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号

業務履行実績証明書

様

申請者 所 在 地 _____
 商号又は名称 _____
 代 表 者 _____ 印

貴(社)発注に係る業務について、次のとおり履行実績があることを証明してください。

契 約 期 間	契 約 名	内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 状 況

前記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 職氏名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号
派 遣 登 録 者 の 状 況

(商号又は名称) _____

(平成18年2月1日現在)

内 容	人 数
広島県内に住所を有する派遣登録者数	人
欄に記載の人数のうち、図書館法(昭和25年法律第118号)第5条の規定により司書となる資格を有する者の派遣登録者数	人
欄に記載の人数のうち、受付業務の業務経験1年以上の派遣登録者数	人
欄に記載の人数のうち、図書館法第5条の規定により司書となる資格を有する者の派遣登録者数	人

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第12号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年2月16日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
サンダー バードネ オXX	株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 (大阪府大阪市中央区 本町一丁目1番4号)	左 同
CRゲゲ ゲの塊太 郎3F	同 上	左 同
CRゲゲ ゲの塊太 郎3K	同 上	左 同
CRゲゲ ゲの塊太 郎3Z	同 上	左 同
CRコン H55号M E58	株式会社ニューギン 悠司 代表取締役 新井 中村区 島森町三丁目56番地)	左 同
CRコン H55号N F67	同 上	左 同